

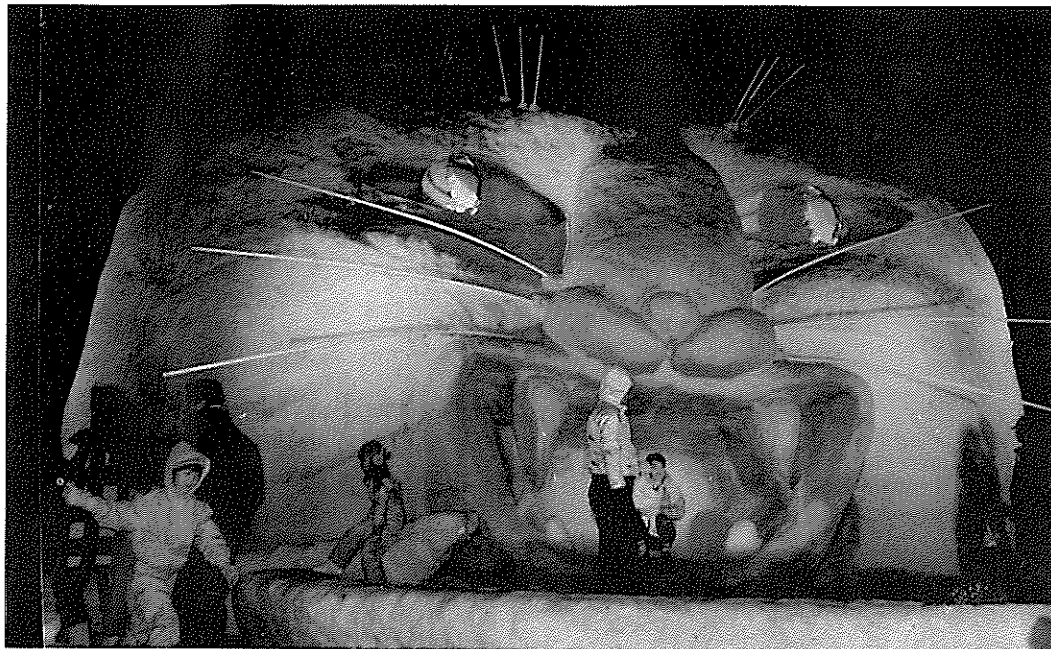
岩手郡医報

平成元年 3月 No.25

編集/発行

岩手郡医師会

題字 雫石町高橋孝先生



岩手雪まつりは、雫石町小岩井農場で2月4日より開幕し、第22回目を迎えて冬場の岩手の一大行事として定着しているが、規模を縮小した昨年に続いて今年も雪不足に見舞われ、雪像製作も延べ3,700人が動員され、秋田県境の国見峠など山間部から10トントラックで800台分の雪を運んで、「雪…イーハトーヴのメッセージ」のテーマに従って、宮沢賢治の童話の世界から「風の又三郎」「セロ弾きのゴーシュ」「双子の星」などの雪像が大小18基並び、子供向けのすべり台、トンネルも作られ、雪国の情感あふれる87基の「かまくら」も設けられ、家族づれやアベックがかまくらの中でジンギスカン料理を味わっていた。夕方からは、各雪像がカクテル光線に照らされて美しく映え、12日で閉幕し、好天に恵まれたこともあって期間中9日間で昨年を約8万人上回る21万5,000人の入場者で賑わった。

(M. S記)

目次

岩手雪まつり.....	1
岩手郡医師会総会.....	2～7
社保の再審査申し出方法.....	8～9

第76回岩手医師国保組合及び 第29回岩手国保共済会総代会.....	10
県民健康講座報告.....	11～13
packet通信へのお誘い その(2).....	13～14
編集後記.....	14

平成元年 岩手郡医師会通常総会

▼場所：八幡平ロイヤルホテル

日時：平成元年1月28日(土)午後3:00

進行：高橋(孝)理事

総会成立確認：総会員数62名、出席者36名、委任状23名よって過半数を越えるため総会は成立する事を確認した。

1. 開会のことば……………高橋(孝)理事

2. 物故会員に対する黙祷

昭和63年度に御他界されました森茂尚先生、伊崎正勝先生、上野精三先生の御冥福を祈って当日参加した全会員で一分間の黙祷を行なった。

3. 会長挨拶……………高橋牧之介会長

年頭にあたり、先生方の御健勝を心からお喜び申し上げます。一日一日を疎かにすることなく、誠意をもって、頑張らなければと思っておりますので、一層のご声援とご鞭達の程お願い致します。

新年早々医療保健福祉の三題嚆を奏でます。

昨年医療界は消費税導入を中心とする税制改革論議、日医の提唱する医療保険制度統一本化案の自民党への提出による自民党医療基本問題調査会での検討開始、診療報酬の改定、国民健康保険と政府管掌健康保険の高医療費地域適正化対策のスタート、学会認定医制基準統一の論議、脳死及び臓器移植についての最終報告の提出と検討など医療保険医療制度、公衆衛生などにわたり、大きな変動があり、全く慌しかった。

昨年12月成立した消費税導入を柱とする税制法案は、いよいよ本年からスタートすることに

なった。今回の改正のうち、社会保険診療報酬に対する租税特別措置・5段階税制の改正は個人については本年1月1日から法人については4月1日から実施となっている。残念ながら激変緩和措置は規定されなかった。従って、すでに社保収入の5,000万円超が決定的な医療機関は、一人法人、みなし法人、青色申告などへの転換を真剣に検討する必要がある。

次に本年4月から導入される消費税については社会保険、公費負担医療、公害労災、自賠責等是非課税であるが、医療に用いられる器械、器具、衛生材料、レントゲンフィルムや医薬品などは課税対象となり、すでに製造や卸の段階で消費税が転嫁され、医療機関では価格プラス3%の消費税で購入することになる。消費税分は当然医療を受ける側が社会保険診療報酬に上乗せ負担すべきで、消費税導入のためには診療報酬、薬価の改定が必要であり、厚生省は診療報酬、薬価基準への上乗せ改訂を予定している。

いずれにせよ、医療機関の経営が破綻しないよう適切な措置の実現を強く要望しなければいけない。

更に基本的な課題としては、来年1990年平成2年の実施が予定されている国民健康保険法と老人保健法の改革、医療保険制度の統一本化か一元化に向けて本格的な検討が推進される。これと並行して厚生省は医療法改正の検討を進めたいようであるが3年前の改正は医療圏の設立と地域医療計画が目玉で終局は病床規制と病院の入院費の抑制のみで、未だ地域医療サービスの計画であるソフトの面は全く手つかずなのに改正するのはおかしい。来年医療法の改正と

いうが簡単に出来るものではない。このように我々は当面する大きな問題をかかえているわけでありませう。

新しい年を迎えると誰しもさあ今年こそは、といった気持ちになりますが、すぐ日頃の怠け癖が頭をもたげてはかなく消えてしまうのが人の世の常であります。前途多難な年ではありますが皆の英知を集結してニュープロフェッショナルな立場から物言を進言し、反映させる必要があるのではなからうかと思ひます。

本年も宜しくご教導賜りますことをお願いして新春のご挨拶といたします。

4. 保健医療功勞被表彰者への記念品贈呈

今年度保健医療に功績があつた、和田栄吉先生と秋浜晃先生のお二人方が表彰を受けた。岩手郡医師会もその功績をたたえ記念品を贈呈した。

5. 議 事……………議長 早藤先生

第一号議案 平成元年度岩手郡医師会事業計画(案)について高橋会長より下記のような事業計画案が提出され満場一致で可決された。

平成元年度岩手郡医師会事業計画(案)

厚生施策の医療費抑制化対策は、益々官僚的色彩を濃くしこれを増大するものと考えられる。平成元年を迎え医療費抑制対策は更に、地域医療計画の策定、医療と税制改革との関連対策を初めとし、来年度は第2次医療法改正、国民健康保険法の改正、老人保健法の改正、国民保険統一本化問題、出来高払い制対策等医療保障を左右する重要関連法の改正が予想されます。これ等のことは医師会が当面する大きな問題である。

この背景のもとに、当医師会は医の大義を守り、団結を強固にし、愛情と信念を持って、地

域住民の健康確保のため会員各位の英知を集結し、医師としての責務活性化に努力するものとする。

次の事項を留意し重点事業とする

- (1) 医道の昂揚と医療秩序の確立
- (2) 県医師会の事業への全面協力
- (3) 有効なる地域医療・保健事業の推進
- (4) 会員間の福祉(組織力)の強化
- (5) 医政の強化
- (6) 医療経営の安定・改善
- (7) 地域住民健康教育の充実
- (8) 広報活動の積極的展開

第二号議案

平成元年度岩手郡医師会一般会計予算(案)について

第三号議案

平成元年度岩手郡医師会休祭日当番医予算(案)について

第二号議案及第三号議案は次の表に示すような原案が提示され一括審議されましたが満場一致で可決された。但し予算不足のため会長交際費が減額されている件に関しては今回は棚上げとし、次の総会で郡医師会費の値上げも含めて何らかの対応が成されることを含みとした提案がなされた承された。

平成元年度 岩手郡医師会一般会計予算書 (案)

1. 収入の部

科 目	金 額	摘 要
繰越金	40,000円	前年度より
会 費	2,470,000円	A 会 員 5万円×35人=175万円 B 会 員 3万円×24人= 72万円
補助金	85,000円	地域医療 3万円 学 校 医 5万5千円
雑収入	5,000円	預金利息
合 計 額	2,600,000円	

2. 支出の部

科 目	金 額	摘 要
会 議 費	1,250,000円	総 会 2回 50万円 理 事 会 6回 30万円 部 会 5回 25万円 役 員 会 2回 20万円
事 務 費	570,000	副会長・支部長通信費 3万円×6人=18万円 通 信 費 9万円 消 耗 品 費 9万円 印 刷 費 7万円 雑 費 (複写機リース料他) 14万円
広報発行費	300,000円	印 刷 費 4回 22万円 発 送 費 4回 4万円 雑 費 4回 4万円
旅 費	280,000円	役職員旅費
交際費	100,000円	
慶弔費	50,000円	
予備費	50,000円	
会 計 額	2,600,000円	

平成元年度 休祭日当番医予算書 (案)

1. 収入の部

科 目	金 額	摘 要
繰越金	1,000円	前年度より
補助金	3,444,000円	
雑収入	5,000円	預金利息
合 計 額	3,450,000円	

2. 支出の部

科 目	金 額	摘 要
報 償 費	2,590,000円	各 支 部 10万円×3支部=30万円 健 康 教 育 5千円×62人=31万円 救 急 対 策 費 35万円 県医野球大会 40万円 県医ゴルフ大会 5万円 県医海釣り大会 3万円 県医スキー大会 3万円 県医囲碁大会 2万円 郡学校保健会 30万円 合 同 研 修 費 60万円 厚 生 対 策 費 20万円
需 要 費	350,000円	会 議 費 10万円×3回=30万円 通 信 費・消 耗 品 費 5万円
旅 費	250,000円	役職員旅費
役 務 費	90,000円	三 支 部 2万円×3人=6万円 通 信 費 3万円
予備費	170,000円	
合 計 額	3,450,000円	

6. 報 告

報告事項として各担当理事から報告がなされた。以下その一部について記載する。

◇昭和63年度 第1回労災部会幹事会

担当 佐渡 豊 理事

日時：昭和63年8月25日（木）午後3時

場所：岩手県医師会館 中会議室

協議決定事項は次の通りでした。

(1)労災部会長、副部会長の選任について

労災部会長……時田 一雄先生

副部会長……小笠原 寿先生

高橋牧之介先生

米山 幸作先生

(2)労災医療に関する問題について

1. 労働医療問題についての対応

2. 医療給付の支払いについて

3. 地方労災委員について

4. 振動病について

(3)損害保険医療について

1. 社会保険の適用

2. 医療費支払いについて

3. 過失相殺

4. リサーチの問題、弁護士への介入

(4)労災保険における療養の範囲について

(5)その他

◇産業医活動へのアプローチ

担当 西島 康之 理事

1. 産業医、認定産業医、労働衛生コンサルタント

2. 健康診断

イ 一般健康診断

ロ 有害業務に従事する労働者に対する特別項目についての健康診断

3. 健康診断の事後措置

4. 作業環境測定

5. 業務上疾病……じん肺、振動障害、有機溶剤、頸肩腕症候群、腰痛症、特定化学物質による健康障害、ストレスによる健康障害

6. 労働衛生関連法規

地域における
産業医活動促進対策について

産業医は企業における衛生管理体制の中で医師として

- ① 健康診断の実施、その他労働者の健康管理
- ② 衛生教育その他労働者の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするもの
- ③ 労働者の健康障害の原因の調査及び再防止のための医学的措置に関することを担当しており、また
- ④ 定期的に作業現場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに健康障害を防止するため必要な措置を講ずることとされている。

しかしながら、第一線の産業医の活動は、産業医としての自覚、事業者の理解の両面に問題が残されており必ずしも十分とはいえない現状にあり、加えて、近年における技術革新の進展、労働態様の変化、さらには労働者の高齢化等が相まって、メンタルヘルスケア、成人病対策及び健康づくり対策等労働者の健康問題はますます多様化してきている。

このため、

- (1) 産業医活動に熱意をもち、将来地域におけるリーダーとして活動し得る嘱託産業医集団を形成し、
- (2) その集団は、労働者の健康管理、衛生教育、健康障害の原因調査とその防止対策、及び職場巡視の具体的手法、並びにメンタルヘルスケア、成人病対策健康づくり等についての共同研究、並びに事業場実習等の自主的活動を行うことにより産業医の地域のリーダーとしての資質の醸成を図る。
- (3) そして、地域においてリーダーとしての実践的産業医活動を行うことにより、自活動の成果の波及効果を期待する。

◇ 広報担当より昭和63年度について報告

担当 嶋 信 理事

○ 岩手郡医報について

今年度は第22号が5月、第23号が8月、第24号が12月に発行できました。これもひとえに会員諸先生の投稿の賜物と感謝しております。どうもありがとうございました。

新しく会長が交代となり、何か新しいことを盛り込もうと考えても仲々原稿が集まらず、思うようにならないのが現状で、どうしてもマンネリ化しがちですが今後とも他医師会の広報誌を参考にしながら努力して参りたいと考えます。表紙絵(写真、書道、絵画など)についても何か御意見がありましたらどしどし御投稿いただければ幸いです。いづれはカラー写真化を考えています。

○ いわて医報編集委員、郡市医師会広報委員連絡協議会

平成元年1月12日(木)、県医師会館にて行われました。協議事項は次ページの通りですが、各郡市広報担当者よりの発言があり、その2～3について報告致します。

初めに編集委員長より、これからの「いわて医報」について

- ・今年度の1月号より全面的に横書きとなる
- ・表紙絵が今までよりもう少し大きくなる
- ・9月24日〆切で行われたいわて医報アンケート調査(県医役員、各郡市医師会役員、病院勤務医師会幹事の257名—153名の回答回答率59.5%)の結果は、12月号に掲載されているが、これに基づいて内容の一部手直しを検討している。
- ・生涯教育コーナー(10月号より掲載)は各郡市医師会で行う講演会を一欄表にしてのせる。

・従来の「郡市医師会だより」を「郡市医報抄」として新たな名称とするが、内容は従前通りであり、講演会についての項目が生涯教育コーナーにとりあげることとなる。などの報告があったのち、各郡市広報委員より「いわて医報」その他各郡市医報についての意見の発表があった。そのうち主な事項を2～3紹介します。

- ・「医事紛争一口メモ」のコーナーがなくなって久しいが、再びお願いしたい。Q & Aのコーナーを設けてほしい。特に匿名も受け付けてほしい。(紫波郡)
- ・表紙はすばらしい、これからも親しみをもった味つけをしてほしい。内容の必要なもの、不必要なものをはっきりすること。写真を出来るだけ入れてほしい。(和賀)
- ・保険点数に関する一口メモ欄がほしい。(水沢)
- ・建て前とホンネのうちホンネをのせてほしい。(江刺市)
- ・写真が意図的に多くなり、従って以前に比べ空白が少なくなったことは喜ばしい。(一関市)
- ・郡内各会員にせんとつよう、こうとうよつ的なコラムを原稿用紙一枚程度、写真を入れて書いてもらうことを考えている。(気仙)
- ・会長自らがワープロで月初めに報告事項をニュース形式で発行している。(遠野市)

質疑事項：

- ・医事紛争一口メモに関して、担当の石川委員より……水面下の作業であり、「判例タイムス」の限りなく近い症例をもとに掲載しているのが実情であり、いづれまた要望があれば再掲したいと考えている。ちなみに岩手県は発生率は47都道府県の10番目である。

・マスコミの県医への対応——県執行部が担当記者へ会見を申し入れることは……県医会長：彼らは電話での応答で解決しようとしている。予めシナリオを作っていて誌面へのせようとしている。ですから自分で文章をかいて（いわゆる書面で示して）この通りでなければ断わるといっている。

いわて医報編集委員、 郡市医師会広報委員連絡協議会議題

- ① いわて医報の編集について
- (1) 横書きについて
1989年1月号より横書き印刷となる
 - (2) MEDIFAXについて
あまり項目が多すぎる
 - (3) 会議録について
意見がいろいろあり、再考の予定
 - (4) 会員の声について
随次投稿あれば掲載したい
 - (5) その他
- ② 郡医師会広報委員との連携強化について
- (1) 移動編集委員会について
花巻医師会の協力で実施した
(63. 10. 14)
 - (2) 生涯教育コーナーについて
1988年10月号より採用
(生涯教育実施状況)
 - (3) 郡市医報抄について
従来の郡市医師会だより
 - (4) 原稿依頼について
「くずかご」順次広報担当者に依頼予定
 - (5) その他
- ③ 昭和63年度都道府県医師会広報担当
理事連絡協議会について
- テーマは
〔医療保健制度の統一本化について〕

- (1) 地方新聞を活用した意見広告について
62. 12. 24 岩手日報に掲載
- (2) マスコミ報道に対する日医の対応について
- (3) マスコミ報道に対する県医の対応について
- (4) 日医広報部に対する要望について
- (5) その他

7. 学術講演

目で見る皮膚疾患

岩手医科大学皮膚科学教室

昆 幸 市 教授

今回は我々が日常の診療で時折遭遇する皮膚疾患を豊かな経験に基いて数百枚の素晴らしいスライドで解りやすく懇切丁寧に御講義戴いた。色素異常に始まりマリグナントメラノーマに至るまで感動の連続で最近にない名講演であった。残念ながら時間の都合で御持参戴いた全てのスライドは拝見出来ませんでした。次の機会を楽しみにしたいと思います。

8. 懇親会

懇親会は別に用意されたゴージャスな和室で盛大に執り行われ和やかな内にも活気と親しみのある有意義な冬の一時を過ごす楽しい実りあるものでした。



社保の再審査 申し出方法について

支払基金に対しての再審査申し出に際しては、申出書に医療機関コード・所在地・名称・開設者名・印・減点事由・減点点数及び再審査申し出理由を記載し、明細書の「写」を添付して申し出をしていますが、明細書の「写」の作成が困難な場合には、「写」の添付がなくとも支払基金で受理されます。

但し、「写」が添付されない時には、原簿の照合など再審査の作業にかなりの期間を要しますので、あらかじめご通知おき下さい。県医師会としては、出来得る限り「写」を添付することが望ましいと考えます。

なお、「写」を添付しないで申し出をする場合には、下記事項の記載も必要となりますのでご留意下さい。

1. 診療年月
2. 本人・家族別
3. 点数表別
4. 入院・入院外別
5. 患者名
6. 保険者番号・被保険者証の記号、番号
 - (1) 老人保健の場合
市町村番号、老人医療の受給者番号
 - (2) 公費負担医療の場合
公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号
7. 請求点数

再審査決定通知書及び 過誤返戻付せんの様式改正について

【主な改正事項】

1. 再審査決定通知書

- (1) 様式はB5版とする。
- (2) 各療養取扱機関の再審査結果について、保険者（市町村）番号順に一連として記載する。（従前は、法別、保険者（市町村）別に別葉に作成）
- (3) 「請求者区分」欄を新設し、保険者（市町村）申し立てによる再審査結果については区分番号を「1」とし、療養取扱機関の申し立てによる再審査結果については区分番号を「2」として、それぞれ別葉に作成する。
- (4) 「査定理由」欄の記載について、○投薬料○注射料の査定については、査定された主たる薬剤名を記載する。（記載例参照）
- (5) 「再審査結果」欄を新設し、「査定」、「復活」、「原審通り」、を記載する。
- (6) 処方せんによる調剤にかかる査定請求分について、次のとおり記載する。
 - ア. 「増減点数」欄に、「処方せん調剤分」と記載し査定金額（請求金額ではありません）を記載する。（記載例参照）
 - イ. 「査定理由」欄に「査定記号」、「査定薬剤名」、「処方月」、「調剤薬局名」を記載する。（記載例参照）
 - ウ. 査定に係る請求金額については、療養取扱機関に対する診療報酬支払分と相殺されるため、診療報酬支払過誤通知書の「過誤調整金額」欄に「相殺分請求金額」及び「備考」欄に「★ショホウセン チョウサイブン★」と記載する。

再 審 査 決 定 通 知 書

医療機関コード 03-1-01-0000-0
 療養取扱機関名 ○○病院 般

昭和 63 年 11 月 30 日

岩手県国民健康保険診療報酬審査委員会

診療報酬請求明細書等の審査につき、再度の考案請求による再審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。
 なお、再審査結果については、今月支払分で過誤調整いたしました。

一般被保険者分
 法別27 老人保健分
 法別57 退職者医療分

保険者(市町村)番号 保 険 者(市町村)名	受 診 者 氏 名	診療年月	入 外 別	増減点数	再審査結果	査 定 理 由	請求 区分	備 考
03-001-5 盛岡市	盛岡 一郎	63:6	入 外	-100	査定	D10	1	重
03-001-5 盛岡市	盛岡 次郎	63:6	入 外	-100	査定	D20 ベルジピン マーズレンSホカ	1	
03-001-5 盛岡市	盛岡 三郎	63:6	入 外	-100	査定	B20 ジンレストール3T --> 2T	1	
27-03-001-1 盛岡市	盛岡 四郎	63:6	入 外	-100	査定	B20 モビラートナンコウ50G --> 20G	1	
67-03-001-5 盛岡市	盛岡 五郎	63:6	外	-100	査定	D90	1	退水
03-002-3 宮古市	ミヤコ イチロウ	63:6	入 外	-100	査定	E30 カシロン	1	
27-03-002-2 宮古市	ミヤコ ジロウ	63:6	入 外	処方せん調剤 -500	査定	E85 ノイキノン 6カプソン 宮古薬局	1	
			外	→ 薬金額				
			入 外					
			入 外					
			入 外					
			入 外					
			入 外					
			入 外					
			入 外					
			入 外					

診療料査定。
 投薬料のベルジピン、マーズレンS
 その他査定。
 投薬料のシンレストール3錠を2錠
 に査定。
 投薬料のモビラート軟膏50gを
 20gに査定。
 入院料査定。
 注射料カシロン査定。
 ○○病院が6月に処方し、宮古薬局が
 調剤請求したノイキノンを査定。

1) 査定記号

医 科		償 科	
理 由	箇 所	理 由	箇 所
A. 適 応 外	10. 診 察 料	A. 担 当 規 則 に	M. 診 察 料
B. 過 剰	20. 投 薬 料	反 ず る	N. 投 薬 料
C. 重 複	30. 注 射 料	B. 重 複	O. 注 射 料
D. 担 当 規 則 に	40. 処 置 料	C. そ の 他 の 不 適	P. レ ン ト ゲ ン 料
反 ず る	50. 手 術 ・ 麻 酔 料	D. 固 定 点 数	Q. 検 査 料
E. 不 適 ・ 不 必 要	60. 検 査 料	E. 計 算	R. 処 置 料
F. 固 定 点 数	70. 函 像 診 断 料	X. 概 計	S. 手 術 料
G. 計 算	80. そ の 他		T. 麻 酔 料
W. 概 計	85. 処 方 せ ん		U. 光 て ん 料
	調 剤 分		V. 歯 冠 修 復 料
	90. 入 院 料		W. 補 て つ 料
			Z. そ の 他

- 2) 請求者区分 1………保険者の申立による。 2………療養取扱機関の申立による。
- 3) 処方せんによる調剤にかかる査定について
- ア. 増減点数を金額に読み替えて下さい。
- イ. 査定理由欄には査定となった薬名及び調剤を行った薬局名が記載されます。

第78回 岩手医師国保組合会 第29回 岩手医師国保共済会総代会

▼日時：平成元年2月18日(土)

場所：岩手県医師会館 中会議室
担当 和田 栄 吉

標記につき予定通り開催され、議事も予め検討委員会が答申を委嘱され、答申書にもとづき共済会規約の一部が改正されましたので、御報告

します。

- (会費の額)
- (1) 会員 1 人につき月額 6,000円
 - (2) 会員の家族 1 人につき月額 300円
 - (3) 会員の従業員 1 人につき月額 300円
- (死亡弔慰金) 別表の通り
- (傷病見舞金) 同上

新・旧 対 照 表

新	旧																								
<p>(死亡弔慰金)</p> <p>第8条 会員及び会員の家族・従業員が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し死亡弔慰金を支給する。</p> <p>2. 死亡弔慰金の額は、死亡時における<u>会員及び会員に属する家族・従業員の共済会加入期間に基づき次の区分による。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">加入年数 区 分</th> <th style="text-align: center;">1 年 未 満</th> <th style="text-align: center;">1 年 以 上 3 年 未 満</th> <th style="text-align: center;">3 年 以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">会 員</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">300,000円</td> <td style="text-align: center;">500,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会員の家族</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会員の従業員</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 死亡弔慰金の支給を受けようとするときは、死亡弔慰金支給申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。</p> <p>(傷病見舞金)</p> <p>第9条 会員が疾病又は負傷により業務に従事することができず7日以上入院したときは入院8日目より360日間を限度として<u>次の額を支給する。但し、共済会加入期間が1年未満の会員については入院91日目より360日間を限度として支給する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">加入年数 区 分</th> <th style="text-align: center;">1 年 未 満</th> <th style="text-align: center;">1 年 以 上 3 年 未 満</th> <th style="text-align: center;">3 年 以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目 額</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項において同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病による入院が数次にわたるときの期間の起算日は最初入院した日とし、疾病又は負傷の原因が異なるときはその都度入院した日を起算日とする。</p> <p>3. 傷病見舞金の支給を受けようとするときは、傷病見舞金支給申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。</p>	加入年数 区 分	1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上	会 員	100,000円	300,000円	500,000円	会員の家族	50,000円	100,000円	200,000円	会員の従業員	20,000円	50,000円	100,000円	加入年数 区 分	1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上	目 額	3,000円	5,000円	7,000円	<p>(死亡弔慰金)</p> <p>第8条 会員及び会員の家族・従業員が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し死亡弔慰金として次の額を支給する。</p> <p>(1) 死亡者が会員であるとき 500,000円</p> <p>(2) 死亡者が会員の家族及び従業員であるとき 100,000円</p> <p>2. 死亡弔慰金の支給を受けようとするときは、死亡弔慰金支給申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。</p> <p>(傷病見舞金)</p> <p>第9条 会員が疾病又は負傷により業務に従事することができず7日以上入院したときは入院8日目より360日間を限度として<u>1日につき7,000円を支給する。</u></p> <p>2. 前項において同一の疾病又は負傷及びこれによって発した疾病による入院が数次にわたるときの期間の起算日は最初入院した日とし、疾病又は負傷の原因が異なるときはその都度入院した日を起算日とする。</p> <p>3. 傷病見舞金の支給を受けようとするときは、傷病見舞金支給申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。</p>
加入年数 区 分	1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上																						
会 員	100,000円	300,000円	500,000円																						
会員の家族	50,000円	100,000円	200,000円																						
会員の従業員	20,000円	50,000円	100,000円																						
加入年数 区 分	1 年 未 満	1 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上																						
目 額	3,000円	5,000円	7,000円																						

県民健康講座報告



岩手県、岩手保健所及び岩手郡医師会主催による県民健康講座は平成元年1月18日(木)を皮切りに2月8日(木)までの毎水曜日4回に渡り、岩手町五日市生活改善センターで行なわれた。本講座は昭和56年1月から始まり当医師会では最初の開催地が岩手町でした。郡内各地を一巡し、岩手町での開催は二回目である。

開講式では田中幸平町長、高橋牧之介郡医師会長、中館先発郎岩手保健所長の挨拶を戴き、早速パネルディスカッション形式で講演会が始まった。婦人を中心にした約80人の受講生が熱心に聴講した。以下4回の座長の方々の抄録をもって報告とする。

救急処置

座長 一方井診療所 熊谷小次郎

1. 「救急車の正しい利用について」盛岡消防署岩手分署の藤村栄一分署長より救急処置以前の救急車の様々な利用方法、特に119番通報要領などについて詳しく説明を戴いた。
2. 「便が黒くなった時」と題して県立沼宮内病院内科沢田哲伸先生より吐血と下血の所謂消化管出血の救急処置について解説を戴いた。
3. 「胸が痛くなったらどうするか」と題して和田先生のジュニア和田利彦先生から大変格調高い内容のお話を漫画のスライドなどを用いて分かり易く解説を戴いた。
4. 「頭をぶつけた時」とくだけた題で脳外科の佐渡先生からCTの分かり易いスライドをもちいて、硬膜下出血その他について解説を戴いた。

5. 「性器出血について」と題し県立沼宮内病院産婦人科の中村義孝先生から、特に妊娠中の出血、妊娠中毒症を伴った性器出血の突発的発来に対する対応について有意義なお話を戴いた。

テキストは岩手県医師会健康教育委員会提供の「救急処置」を使用した。

又、講師用テキストは最新図解「救命救急一応急の手引き」を利用した。

早期発見・早期治療

(岩手町の集団検診とその問題点)

座長 和田医院 和田 栄 吉

本日の健康講座の前に、現代医療の歴史はせいぜい2~300年ですが、人類の歴史は2~300万年とも云われ、その間の事を簡単にのべてアルマク宣言について言及、現在の医療は健康科学の範囲にと。

県立沼宮内病院長高橋司先生より町で実施されている多項目循環器検診・胃癌・乳癌・子宮癌・結核検診について受診率が $\frac{1}{4}$ 人であること、検診で異常なしと云われても安心出来ないこと、検診についての教育が肝要であることを強調された。

県立沼宮内病院小川将先生は外科医の立場より乳癌検診・甲状腺検診について受講者の笑いを誘い乍らわかり易くお話され、乳癌では殊に自己検診の方法とそれが一番発見率の高い点を指摘されました。

坂井博毅先生は婦人科医の立場から、子宮癌検診の補説の原稿を用意、それに従い何故子宮癌が予防出来るか、子宮頸部癌の自然史、老人保健法に基づく子宮体部癌検診、子宮内膜癌について詳細に説明されました。

保健婦田村斉子さんは検診項目について、スライドを用い受診率を示され、ガン検診、男性の未受診対策、検診結果とその活用について意見を述べられ、今后共頑張りたいとのことでした。

残った時間を質問にあて発言を求めましたところ、三ツ堀部落の方から40~50才台の男性を如何にして検診を受けさせるか、保健推進委員が中心となり草の根保健検診運動を展開、数年後にやっと成績が向上して来たとのこと。組織的に運動を展開してみてもどうかと、大変貴重な意見を頂戴しました。その他2~3の質問に講師が答え終了しました。

老人の食生活と歯の衛生

座長 佐々木医院 佐々木 久夫

老人の歯の生理と処置対応について宮田歯科医院の宮田先生から数多くの図表や掲示によって分かり易く懇切丁寧に解説があった後、岩手町保健センターの仁昌寺保健婦さんから過去の小学生の虫歯の統計から考えて老人の場合も小学校でと同じような歯の保健運動を、即ち

「揺り籠から墓場まで」一貫した歯の衛生活動が必要なのではないかとの提案がなされた。同じ保健センターの花沢栄養士さんからは老人の食生活のうち特にCa摂取量の重要性から牛乳をもう少し飲むように心掛けては等の提案がなされた。

県立沼宮内病院の高橋婦長さんからは老人性痴呆の防止のためにも、血圧のコントロール、動脈硬化予防のための減塩食、高タンパク、低脂肪食などの紹介があった。

最後に岩手保健所の杉村保健婦長さんからは全人的に老人の心の健康の必要性が説かれた。

老人の心身機能の変化、性格の変化など精神神経学的変化に対応した家族や社会の取組みこそが老人の生きがいを生みだし、健康に直結したものであると説かれた。

また老人自らには「小さなことでも努力工夫をし、出来るだけ多くの人々と接触するよう努め動物や植物に接し、創造性と好奇心を持つようにしてください」と力説された。

よりよい医療を求めて

座長 工藤医院 工藤 剛 嗣

町内の医師4年間のレントゲンカンファレンス(月1回)を続けるなかで、岩手町地域医療の問題、医師団の技術学習、医師間の協力が話題になり、なかでも岩手町成人病検診、受診率が隣接町村に比して低い、これを高めるために各医師夫々各部落を担当し健康講座を開きました。このようなことから上記のテーマが生まれ地域医療を発展させるには行政と直接住民とつながりの深い健康推進員とともに活動することだ、よりよい医療を求める第1歩は先ず地域住民の生の声を聞くことから始めることだ、進めかたとして健康講座参加者のなかから、農村部町場の数名より医療機関に対する率直な意見、批判をだしてもらった。待ち時間長い、診療時

間短い、診察、検査結果をわかるように説明してほしい、親切さ、優しさの言葉がほしい、医療関係者の親切に心をうたれたとの報告もあった。

医療機関側より、80人の入院に夜勤看護婦2名、翌日午前中勤務という制度、それでも赤字、町内にて検査、診断治療の可能な範囲について説明、又、高齢化が進む中、岩手町の医療も老人ぬきでは考えられなくなっていると、佐渡先生が、寝たきり老人の治療は単なる聴診や血圧測定、投薬、生活指導だけでは行き詰まってしまう。患者本人の問題だけでなく、本人の物理的対人的な環境など全人的な面からのアプローチがなければ治療効果は上がらないと、苦労している体験を報告した。

参加者の中の健康推進員より、成人病検診、

受診率向上のための努力、困難な事例を発表。今後どのように力をあわせてよりよい医療に向かって努力すべきか、検診しない人から悪性腫瘍患者の発生、検診、受診者のなかから早期発見、早期手術により健康をとりもどしていることが前回の講座で発表されたが、40、50代特に男性の検診率の悪い分野をどう高めるか。これが岩手町において行政、健康講座参加の方々、医療機関ともに具体的な目標をたてて努力すること。これがよりよい医療の一環であろう。

医療機関に寄せられた色々の意見は信頼関係を強めるうえに努力すべき貴重なものである。今後、行政と医療機関に遠慮なくだしていただき月1回の我々の学習のとき話し合い、いましむべきものは心にし、又、答えるべきものは答えていきたいと考えている。

随 想

PACKET通信へのお誘い…その(2)…

東八幡平病院 及 川 忠 人

2) PACKET通信とは何か

これまで長々と自分のつたないHAM歴をご紹介致しましたが、その目的はHAMがいかにか時代の情勢によって左右されるかと言うことを強調したいことであり、私にとってHAMは四半世紀の歴史のなかに位置づけられるからであります。

PACKETの意味は小包(こづつみ)であり、その中身は情報であります。CWをよくよく考えますと、これもDIGITAL通信の一つの原型ともいえ、かつまた、RTTYやパソコン通信は一文字ずつばらばらに送るわけであり、PACKET通信の場合は宛名や差出人と情報を「PACKET」というこづつみとして、送信するわけであり、その振り分けはTNC(Terminal Node Controller)が自動制御します。

また発生した誤りを受信側のTNCで見つけることが出来る機能があり、最終的に誤りのない情報を送ることができるという驚くべき性能があります。

さらにPACKET通信はDIGIPEATERという中継機能を持ち、全国ばかりでなく、HFを使うとヨーロッパ、アフリカ等との交信が可能となります。しかもこの中継機能には情報の質が落ちないことであり、テープやビデオの場合とは全く異なることになるわけです。

また一つのチャンネルを複数の局が使用しながら5組でも10組でも同時に交信を楽しむことが可能であり、周波数の利用効率が非常に良いことも大きな特徴と言えます。

3) PACKET通信に必要なもの

A) 装置：TNC、パソコン、無線機(トランシーバー)

B) 資格：アマチュア無線技士（電話級でよい）

4) PACKET通信で何ができるか

基本的特徴：受信情報に誤りがない、自動運転が可能、中継やネットワーク化が容易、チャンネルを共同利用可能

このような特徴によりいろいろな応用が可能である。

A) チャット (chat)：通信相手もCPUのまゝに居る必要がある。

B) 電子メール (E-MAIL)：DIGITAL版の留守番電話

C) CPU-SOFTの転送、交換
; (ARC&ISHI)

D) RBBS (Radio Bulletin Board System)
無線電子掲示板
項目別の掲示板

JAS-1 (ふじ)：空飛ぶRBBS

E) ネットワーク (IRPC; 天峰山Digipeater
JR7YOE-11, 12) NET/ROM

F) モービル運用

G) 機器の遠隔制御

H) データベースを利用

5) 岩手県内のPACKET通信の現状

先日6月19日、サンピア金ヶ崎で岩手県内のパケッター50数名があつまり第一回、岩手ラジオパケット連絡協議会の集まりがもたれ正式に岩手県の中心的役割を果たすためのPACKETの会ができて、県内のネット

確立を目的に動き始めました。

また、青森、秋田、宮城各県の代表者もそれぞれの現状を述べて頂きました。

自動転送 (WORLTYPE) NETの構築もこれからの課題です。

6) アマチュアコードについて

良き社会人であること。法を守り、マナーを身につけ、JARLとともにアマチュア無線の発展に努力する。

健全であること。アマチュアは趣味であり仕事、学業、家庭をおろそかにしない。

親切であること。通信には友愛の心を、初心者には親切な指導を、社会へは奉仕をおしまない。

進歩的であること。常に科学的な進歩を求め、能率的で有効な通信ができるようにする。

国際的であること。アマチュア無線を通じて諸外国に友を求め、国際親善に寄与する。

アマチュアの原点をいまいちど互いに確認し、これから様々な社会の変化に対応してゆくべきであろうとおもいます。PACKET通信はHAMの革命的な存在になり、HAMの常識を根底から問い直す材料としては充分過ぎると思ひ、力のHAMでなく和のHAMをなんとか広めたいと願いつつこのつたない講演を終わらせて頂きます、御静聴ありがとうございます。

(この内容は昭和63年7月17日、北上市で開催された日本アマチュア無線連盟、岩手支部総会での講演の一部です。)

編集後記

○昭和の時代から、1月8日をもって平成への時代と改元され、その第1号ともいふべき岩手郡医報第25号は、このたびようやく出来上がりました。郡医師会総会があったり、岩手町の県民健康講座の報告、など結構盛りだくさんな内容となりました。編集担当の坂井先生どうも御苦労様でした。

○ミドリ十字の未承認検査薬の使用にかかわる

事件があったりした反面、郡内雫石町の上原充郎先生のW杯メキシコ国際射撃大会への日本代表(トラップ競技出場)の一人としての参加は、明るい話題を提供してくれました。4月上旬の大会での活躍を期待します。五輪標準記録(200発中182発命中すれば、五輪出場資格が得られる)突破をめざして頑張ってほしいと思います。

活躍の模様は次号で…………… (M. S記)